



発信@みなくる

~新しい制度の紹介~

障害者自立支援法（平成18年10月から本格実施）

従来、障がい者（身体・知的・精神）は、3つの種類に分けられて、障がいの種類や年齢によって受けられる福祉サービスの内容が決められていました。

障害者自立支援法の成立により、どの障がい者も共通のサービスが地域において受けられるようになりますので、先月号に引き続きサービス内容をご紹介します。

障害者自立支援法によるサービス

自立支援医療

目的

自立支援医療は、医療費の自己負担分を公費負担することにより、利用者の負担を軽減する制度です。

更生医療・・・身体障害者の更生に必要な医療で、障害の除去・軽減することにより日常生活を容易にすることを目的とします。

膝人工関節置換術、人工透析、心臓に関する手術など

育成医療・・・身体に障害のある児童が生活の能力を得るために必要な医療。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害に関する手術など

精神通院医療・・・精神障害者の適正な医療を普及するため、入院しないで精神障害の医療を受ける場合に公費負担を受けることができます。

精神通院医療には有効期限がありますので、継続して利用する場合は期限内に継続申請をお願いします。申請がない場合は、公費負担制度を受けられない場合があります。

イベント情報

男の腕まくり（男の料理教室）

男性（先着15名）を対象に20品目を作れるように、料理教室を開催します。日頃料理をされている方もされていない方も、この機会に腕を磨いてみてはどうでしょうか！

第2回

3月6日(火)
肉じゃが・ロールキャベツなど

第3回

3月13日(火)
アジのタタキ・アジの冷汁など

第4回

3月20日(火)
四川風チャーハン・手作りギョーザなど

第5回

3月27日(火)
参加者が自分でメニューを決めます

時間：各日10時から13時まで

場所：保健福祉センターみなくる

費用：実費分（500円程度）申込先：社会福祉協議会

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7070
地域包括支援センター ☎ 52 2211
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711